

【長崎市中小事業者等一時金（第2期）の概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和3年4月から同年6月まで長崎市民への不要不急の外出自粛要請がなされるとともに、市内の飲食店等に対して営業時間短縮要請がなされたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている市内事業者に対し、一時金を給付するもの

●申請要件

次のいずれかにより、2021年4月、5月または6月の事業収入が対2020年同月比（または対2019年同月比）で20%以上減少していること

- ① 市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと
- ② 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
- ③ 飲食店・遊興施設以外で、県知事からの時短営業の依頼に協力したこと

★業種に制限なく、幅広い業種の皆様が対象となり得る制度となっております。

●対象事業者

上記の申請要件を満たす事業主で、2021年4月24日時点で長崎市内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は長崎市民）のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者。

- ① 法人の場合は、2021年4月24日時点で、資本金又は出資総額が10億円未満であるか、資本金ないし出資総額の定めがない場合は常用従業員数が2,000人以下であること
- ② 長崎市営業時間短縮要請協力金（令和3年度第1期から第3期までのいずれか）、令和3年度実施の事業持続化支援金（宿泊事業者、軍艦島観光船協議会及び観光バス事業者）又は公共交通確保支援金の給付を受けていないこと

※その他、不給付の要件があります。詳細は長崎市ホームページ等で申請要領をご確認ください。申請要領は市役所本館1階、各地域センター（支所）、消費者センター等でも入手いただけます。

「長崎市中小事業者等一時金（第2期）（長崎市ホームページ）」

Webで検索：キーワード 「長崎市中小事業者等一時金」

QRコード：



●給付額

法人、個人事業主ともに、申請要件を満たす月の売上減少額（最大2か月分選択でき、1か月分のみでの申請も可能です。ただし、申請は1事業者につき1回までですのでご注意ください。）を支給します。

1か月当たりの上限額は12万5千円。ただし、次のいずれかの要件に該当し、かつ、2021年4月、5月又は6月の売上高が対2020年同月比（または対2019年同月比）で50%以上減少している場合は、1か月当たりの上限額は17万5千円。

- ① 市内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと
- ② 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
- ③ 飲食店・遊興施設以外で、県知事からの時短営業の依頼に協力したこと

●申請期限

令和3年8月31日（火） ※消印有効

●問い合わせ先

専用コールセンター 050-8881-8742（9：00～17：00 ※土日祝日除く）